

釜石市コンプライアンス委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるコンプライアンスの総合的な推進を図り、公正かつ公平な市政運営を進めていくため、釜石市コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 コンプライアンスとは、職員が公務を遂行するに当たって、高い倫理観に基づき、法令等(法律、条例、規則、告示及び訓令を含む。)を遵守することをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) コンプライアンスの総合的な推進に関すること。
- (2) 不祥事の未然防止に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には教育長をもって充てる。
- 3 委員は、総務企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、文化スポーツ部長、危機管理監、教育部長、総務課長及び広聴広報室長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めてその意見を聴取し、又は資料の提出若しくは説明を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会に部会を置くことができる。

(コンプライアンス推進員)

第7条 職員のコンプライアンスに対する意識の醸成を図るため、コンプライアンス推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、管理職(釜石市行政組織規則(昭和39年釜石市規則第18号)第2条及び釜石市教育委員会行政組織規則(昭和53年釜石市教育委員会規則第2号)第2条に規定する課及び室の長をいう。)をもって充てる。
- 3 推進員は、所属職員のコンプライアンス行動の現状分析を行うほか、所属職員に対し、コンプライアンスの保持及び推進に関する指導、相談対応、その他の必要な措置を講じるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行する。